

平成22年11月5日

関係者各位

J.T.T.A

(財)全国タイル検査・技術協会

個別審査基準の改正のお知らせ

先般、平成22年8月6日付けメールにて、JIS認証審査に係る個別審査基準【陶磁器質タイル】の改正案の配信と意見受付についてご連絡いたしておりましたが、この度原案通り改正することとなり、次のとおり審査基準の適用を開始することとなりましたのでご連絡申し上げます。

<改正発行する審査基準>

**個別審査基準 開示 8.4 (5-101022)**

**JIS A 5209-2008 / -2010 (追補1) 陶磁器質タイル**

<適用開始日>

**平成22年11月15日**

<改正内容>

- 平成22年6月21日付けで陶磁器質タイルのJIS改正(追補1)されたことに伴い、個別審査基準で引用する該当JIS(JIS A5209)の発行年を、“-2010(追補1)”とする旨改正する。(今回のJIS改正に基づく審査基準の記載内容の変更点は無し)
- 上記1と併せて、以下の点について改正する。
  - JISマーク制度の改正によって、外注、関連工場への依頼について、旧個別審査事項の外、関、外、関に縛られなくなったため、これらに関する記述を、  
、  
、  
とし、「旧個別審査事項を参考として示したものである。」旨の記載を加えた。また、これに関連して全体を整理した。
  - 表中の「製品の品質」、「品質特性」の欄の品質項目の詳細項目を追加した。
  - 製品試験、表示の項目の記述を整理した。
  - その他全体的に記述内容・字句の整理をした。

(備考) JISの追補1改正に伴い、屋外壁用の外装接着剤張り専用のタイルのJIS認証が可能になりました。追加認証の申請・ご相談は、本日以降随時受付いたしますので、下記までご連絡ください。

<お問い合わせ先>

財団法人全国タイル検査・技術協会

〒507-0901 岐阜県多治見市笠原町3986-91

TEL 0572-43-5395 FAX 0572-45-1040

E-Mail jis-ninsyou@tileken.or.jp

担当：日比野

以上